

## 12 手当・年金・助成など（制度詳細）

### 医療費の補助など

#### ●自立支援医療（精神通院医療）

精神障害の適正な医療の普及のため、通院医療費の一部を公費で負担する制度です。

○対象 入院しないで行われる精神障害の治療を受けようとする方で、継続的に通院治療の必要があると判断された方

○対象となる疾患 症状性を含む器質性精神障害（認知症など）、精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分障害（躁うつ病など）、てんかん、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害、生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群、成人の人格及び行動の障害、知的障害（他に精神疾患がある場合）、心理的発達の障害、小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害

○負担割合 精神障害の治療上必要と認められる医療を受けた場合の社会保険各法等の給付及び総医療費の10%分（自己負担分）を控除した医療費を公費で負担します。ただし、月額負担限度額が設定されている方で、限度額を超える負担が生じた方については、その額をさらに負担します。

○手続き 次のものを添えて各区厚生部福祉課（78ページ）へ申請してください。

- ①申請書
- ②診断書兼意見書
- ③健康保険証の写し（国民健康保険の場合は加入者全員）
- ④印鑑 ※その他収入の分かる書類や申立書を提出していただく場合があります。
- ⑤個人番号及び身元を確認できるもの

○有効期間 各区厚生部福祉課で申請書を受理した日から1年以内の日で月の末日までです。更新される場合は有効期限の3か月前から手続きできます。

○備考 精神障害者保健福祉手帳及び広島市精神障害者通院医療費補助を同時に申請する場合、診断書兼意見書は併用できます。

#### ●広島市精神障害者通院医療費補助

精神障害者に対して通院医療費の自己負担分を補助することにより、精神障害の適正な医療を普及させ、障害者の社会復帰の促進及び福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 市内に住所を有し、自立支援医療（精神通院医療）による支給認定を受けている方

○対象外 次の方のようにすでに医療費が他の制度により無料化されている場合は、この制度の対象となりません。

- ①被爆者健康手帳の所持者
- ②健康保険等から自己負担した医療費の給付が受けられる場合

○手続き 所定の申請書により各区厚生部福祉課（78ページ）へ申請してください。

○補助範囲 自立支援医療（精神通院医療）の自己負担限度額を限度とします。

○有効期間 自立支援医療（精神通院医療）と同じです。

#### ●重度心身障害者医療費補助

重度心身障害者（児）に対して医療費の一部を補助し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 市内に住所を有し、本人の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が1,595,000円（扶養親族等がいる場合は、1人につき380,000円を加算）以下で、配偶者及び扶養義務者の前年（1月～7月の間は前々年）の所得が6,287,000円（扶養親族等がいる場合は、1人目については249,000円を加算、2人目からは1人につき213,000円を加算）未満であって、健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方（別途所得に対する控除があります）。

①身体障害者手帳1級～3級の所持者 ②療育手帳④A⑥の所持者 ③身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち、その障害の程度が国民年金法第30条第2項に規定する1級に該当する方

※次の要件を全て満たす人工呼吸器などを常時装着されている方の所得制限はありません。

①継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある方

②日常生活動作が著しく制限されている方

○対象外 次の方はすでに医療費が他の制度により無料化されているので、この制度の対象になりません。

①生活保護法による保護を受けている方 ②被爆者健康手帳の所持者 ③医療費の支弁のある児童福祉施設に入所している方（通園・通所は除く）

○補助範囲 保険診療に係る総医療費（入院時の食事療養及び生活療養に係る費用を除く。）のうち、健康保険に関する法令の規定によって対象者が負担すべき額を補助します。

○補助方法 市が交付する「重度障害者医療費受給者証」と健康保険証を医療機関等の窓口で提示すれば、無料で診療が受けられます。ただし、県外等で受診した場合には、窓口で自己負担分を支払い、後日所定の用紙により市に請求してください。

○手続き 備え付けの受給者証交付申請書に次のものを添えて、各区厚生部福祉課（78ページ）、出張所（79ページ）に申請してください。

①健康保険証 ②障害の程度を証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳、年金証書など） ③印鑑 ④その他、所得証明書やマイナンバーカード等が必要な場合があります。※詳しくはお問い合わせください。

○有効期間 受給者証の有効期間は原則として1年間で、毎年8月1日に更新します。毎年申請が必要です。

## ●重度心身障害者介護保険利用負担助成

重度心身障害者に対して介護保険の利用者負担の一部を助成し、障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

○対象 重度心身障害者医療費補助条例の規定により医療費の補助を受ける資格を有する方で、介護保険法による要介護または要支援の認定を受けた方

○対象サービス ①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション（介護老人保健施設は除く。） ⑤介護療養型医療施設への入院（介護療養施設サービス） ⑥介護医療院への入所（介護医療院サービス）※ ⑦介護予防訪問看護 ⑧介護予防訪問リハビリテーション ⑨介護予防居宅療養管理指導 ⑩介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設は除く。）

※介護医療院Ⅱ型療養床への入所は除く。ただし、療養病床のある病院や診療所（介護療養型医療施設を含む）が介護医療院に転換する際に入院している方で、転換後に継続してⅡ型療養床へ入所する場合は、引き続き助成します。

○助成額 介護サービス費用の1割（他の公費制度により助成される金額を除く。）を助成します。

○手続き サービスを利用したのち、所定の重度障害者介護保険利用負担助成金支給申請書にサービスを利用したことの証明を受け、次のものを添えて各区厚生部福祉課（78ページ）に申請してください。

①健康保険証 ②重度障害者医療費受給者証 ③介護保険被保険者証（要介護度、認定期間の記載されたもの） ④介護保険負担割合証 ⑤印鑑

## 手帳

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある方が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。また、手帳を取得することで税控除や公共交通機関の運賃の割引を受けることができます。

○交付対象 精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活に制限を受けると判断された方に交付されます。

○対象となる疾患 統合失調症、そううつ病（気分（感情）障害）、非定型精神病（統合失調症の症状とそううつの気分障害の症状が同程度に同時に存在する症候群）、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害（認知症など）、その他の精神疾患（神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格及び行動の障害、食

行動異常や睡眠障害を含む生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害、小児（児童）期及び青年期に生じる行動及び情緒の障害）などが対象となりますが、知的障害は対象となりません。

#### ○申請に必要なもの

##### ①申請書

②診断書兼意見書（精神障害に係る初診日から6か月を経過した日以後におけるもの）または、精神障害のみを支給事由とする障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写しまたは、精神障害のみを支給事由とする特別障害者給付金受給資格者証及び直近の国庫金振込（送金）通知書の写し

##### ③印鑑

④上半身（脱帽）を写した最近（申請の時から1年以内）の写真2枚（縦：4センチ、横：3センチ、裏面に氏名、生年月日を記載）

⑤個人番号及び身元を確認できるもの

○申請・相談窓口 各区厚生部福祉課（78ページをご覧ください。）

○手帳の有効期間 各区厚生部福祉課で申請書を受理した日から2年が経過する日の属する月の末日までです。  
更新される場合は有効期限の3か月前から手続きできます。

○備考 自立支援医療（精神通院医療）と広島市精神障害者通院医療費補助を同時に申請する場合、診断書兼意見書は併用できます。

### ●療育手帳

知的障害者（児）が各種の福祉制度を利用するために必要な手帳です。また、手帳を取得することで税控除や公共交通機関の運賃の割引を受けることができます。

○交付対象 児童相談所（18歳未満）または知的障害者更生相談所（18歳以上）において知的障害があると判定された方に交付されます。

#### ○申請に必要なもの

①上半身を写した最近の写真（たて4センチ×よこ3センチ）2枚

②身体障害者手帳（手帳の交付を受けている方だけ持参してください。）

③印鑑

○申請・相談窓口 各区厚生部福祉課（78ページをご覧ください。）

## 手当・年金・助成・貸付など

### ●特別障害者手当

○支給対象 市内に住所があり、身体、知的または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方

ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。

- ・受給者が、日本国内に住所を有しないとき
- ・受給者が、障害者支援施設等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）
- ・受給者が、病院又は診療所に3か月を超えて入院したとき

○所得制限 障害者本人の所得が3,604,000円（14.8.1～）（単身の場合）を超えるときまたは障害者の扶養義務者の所得が6,962,000円（扶養親族3人の場合）以上のときは支給されません。

○手当額 月額27,350円（原爆介護手当を受けているときは、手当額が変わる場合があります。）

○支給方法 毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、届けられた口座に振り込みます。

○手続き ①請求者の戸籍謄本（省略できる場合があります。）②所定の診断書 ③印鑑 ④本人名義の普通預金通帳 ⑤年金証書 ⑥個人番号及び身元を確認ができるものを持って、各区厚生部福祉課（78ページ）又は出張所（似島出張所を除く）（79ページ）で手続きしてください。

## ●障害児福祉手当

○支給対象 市内に住所があり、身体、知的または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方（入院も含む）

ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。

- ・受給者が、日本国内に住所を有しないとき
- ・受給者が、障害児入所施設等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）
- ・受給者が、障害を事由とする年金等を受けることができるとき

○所得制限 障害者本人の所得が3,604,000円（14.8.1～）（単身の場合）を超えるとまたは障害者の扶養義務者の所得が6,962,000円（扶養親族3人の場合）以上のときは支給されません。

○併給制限 障害を事由とする年金（特別児童扶養手当は除く）を受けているときは支給されません。

○手当額 月額14,880円

○支給方法 毎年2月、5月、8月、11月の4回に分けて、届けられた口座に振り込みます。

○手続き ①請求者の戸籍謄本（省略できる場合があります。） ②所定の診断書 ③印鑑 ④本人名義の普通預金通帳 ⑤年金証書 ⑥個人番号及び身元の確認ができるものを持って、各区厚生部福祉課（78ページ）又は出張所（似島出張所を除く）（79ページ）で手続きしてください。

## ●特別児童扶養手当

○支給対象 市内に住所があり、身体、知的または精神に中度以上の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護している父母または養育者

ただし、次のいずれかに当てはまるときは、手当は支給できません。

- ・受給者や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき
- ・対象児童が、障害児入所施設等に入所しているとき（ただし、通所している場合は除く）
- ・対象児童が、障害を事由とする年金等を受けることができるとき

※障害者手帳を取得していなくても支給される場合があります。

○所得制限 所得が次の限度額以上の場合は支給されません。

扶養親族等の数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4	6,116,000	7,175,000

※70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族一人につき100,000円加算。特定扶養親族は一人につき、250,000円加算。（受給者本人の場合）

○併給制限 該当の児童が障害を支給理由とする年金を受けることができる場合は支給しません。なお、児童が児童扶養手当に該当する場合は併給します。

○手当額 1級障害児童1人につき月額52,500円、2級障害児童1人につき月額34,970円

○支給方法 請求のあった月の翌月分から毎年4月期、8月期、12月期の3回に分けて、それぞれの月の前月までの分を届けられた口座に振り込みます。

○手続き ①請求者および児童の戸籍謄本 ②世帯全員の住民票（広島市に住民登録のある方については、省略できます。） ③印鑑 ④所定の診断書（療育手帳④・Aや身体障害者手帳の内容によって診断書を省略できる場合があります。） ⑤本人名義の普通預金通帳 ⑥個人番号及び身元の確認ができるものにより、各区厚生部福祉課（78ページ）、出張所（似島出張所を除く）（79ページ）で受け付けます。

## ●心身障害者扶養共済制度

心身障害者（児）を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡または重度障害の状態になった

場合に、障害者に年金の給付を行うことにより、保護者の不安を軽減するとともに障害者の生活の安定と福祉の向上を図る制度です。

- 加入資格 障害者の保護者であって、次に該当する方 ①市内に住所があること ②満 65 歳未満であること ③特別の疾病または障害がなく、心身障害者扶養保険契約の対象となること
- 障害者の範囲 将来独立して自活することが困難と認められる次のいずれかの障害者が対象となります。①知的障害者 ②1 級～3 級の身体障害者 ③精神または身体に永続的な障害のある方でその障害の程度が①または②に掲げる方と同程度と認められる方
- 掛金 加入または付加（2 口目加入）したときの年齢により固定します（※）。付加を希望する方は、次表の 1 口目に 2 口目を加算した額が掛金月額となります。掛金は、毎月 20 日までに払い込んでいただきますが、払い込みがないまま 2 か月を経過すると加入資格を失います。また掛金は、所得税・地方税とも全額所得控除されます。

加入時の年齢区分	掛金月額 (1 口あたり)	加入時の年齢区分	掛金月額 (1 口あたり)
3 5 歳未満	9,300 円	5 0 歳以上 5 5 歳未満	18,800 円
3 5 歳以上 4 0 歳未満	11,400 円	5 5 歳以上 6 0 歳未満	20,700 円
4 0 歳以上 4 5 歳未満	14,300 円	6 0 歳以上 6 5 歳未満	23,300 円
4 5 歳以上 5 0 歳未満	17,300 円		

※掛金の改定がある場合があります。

- 掛金の減免 次のような事情にある場合は減免されます。①加入者またはその世帯員が生活保護法による保護を受けているとき、免除 ②市民税を課税されていない世帯、5 割減額 ③市民税の均等割だけ課税されている世帯、3 割減額 ④加入者が 2 人以上の障害者について加入しているとき、1 人を除き、その他の障害者につき 9 割減額
- 給付内容 ①年金（加入者が死亡または重度障害の状態となったときに障害者に支給）、1 口につき月額 20,000 円 ②弔慰金（1 年以上加入し障害者が加入者より先に死亡したとき、または加入者と障害者が同時に死亡したときに、加入者または遺族に支給）、加入期間 1 年以上 5 年未満 50,000 円、加入期間 5 年以上 20 年未満 125,000 円、加入期間 20 年以上 250,000 円 ③脱退一時金（5 年以上加入し、制度を脱退または口数を減少する場合に支給）、加入期間 5 年以上 10 年未満 75,000 円、加入期間 10 年以上 20 年未満 125,000 円、加入期間 20 年以上 250,000 円
- 支給方法 届けられた口座に振り込みます。
- 手続き 各区厚生部福祉課（7 8 ページ）

## ●障害者住宅改造費補助

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者の居住環境の向上を図るため、住宅の改造に要する費用を補助する制度です。

- 対象 市内に住所を有し、①身体障害者手帳 1～4 級 ②療育手帳 A、A ③精神保健福祉手帳 1 級のいずれかをお持ちの方または④発達障害者のうち聴覚過敏により防音工事が必要と認められる方⑤難病患者等の方で、特に住宅の改造が必要と認められる方（介護保険の被保険者の方は、要介護（支援）認定を受けて、非該当となった方に限ります。）
- 補助額 住宅を改造する費用（80 万円を限度とする）のうち、介護保険など他の制度の対象となる額を差し引いた部分に補助率を乗じた額を補助します。
- 補助率 生活保護受給世帯等 5 / 5 市民税非課税世帯 3 / 5 その他の世帯 2 / 5
- 所得制限 当該年度の市民税所得割額（4 月から 6 月までは前年の市民税所得割額）が 9 万円を超える場合は対象となりません。
- 貸付制度との併用 工事費が 10 万円以上で、所定の要件を満たす場合は、障害者住宅整備資金貸付制度も併せて利用できます。
- 手続き 各区厚生部福祉課（7 8 ページ）

## ●障害者自動車運転免許取得費助成

身体障害者、知的障害者及び精神障害者の社会復帰の促進を図るため、自動車運転免許（第1種普通免許に限る。）を取得した障害者に対し、必要経費の一部を助成する制度です。

○対象 市内に1年以上住所を有する方

○助成額 自動車学校等に納入した費用の3分の2を助成 ※限度額10万円

○手続き 免許取得後1年以内に、備え付けの自動車運転免許取得費助成金支給申請書に印鑑と身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、自動車運転免許証及び自動車学校に納入した費用を証する書類を添えて各区厚生部福祉課障害福祉係（78ページ）へ申請してください。

## ●障害基礎年金

○受給要件 初診日において、①国民年金被保険者 ②国民年金被保険者だった方が日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満 ③20歳未満のいずれかに該当する方で、国民年金法で障害等級の1級または2級の障害状態に該当している場合支給されます。（③の場合には、20歳になったときの障害状態が該当している場合に支給されます。）

ただし、①、②の場合は、初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（保険料の納付を免除・猶予された期間を含む）が3分の2以上あること、または令和8年3月31日までに初診日があるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

○支給制限 20歳前に障害者になった方が20歳になったときから支給される障害基礎年金及び昭和61年3月31日以前に初診日のある障害で、当時の支給要件にあてはまらなかった方が現在の支給要件にあてはまり支給される障害基礎年金については、本人の前年所得や公的年金の受給状況によって支給の制限が行われます。なお、従前の障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金受給権者等についても同様な制限があります。

① 受給権者本人の所得制限限度額は次の表のとおりです。（令和2年8月以降）

扶養親族	受給権者本人の限度額(注)	
	全額支給停止となる場合	額の一部が停止となる場合
0人	4,621,000円	3,604,000円
1	5,001,000	3,984,000
2	5,381,000	4,364,000
3	5,761,000	4,744,000
4	6,141,000	5,124,000
5	6,521,000	5,504,000

(注) 6人以上の場合は1人増すごとに380,000円を加算

② 他の公的年金を受けているときは、年金の種類または年金額により併給調整されることがあります。

○年金額 年額1級977,125円、2級781,700円です。ただし所得制限により額の一部が停止となる場合は、上記年金額の2分の1相当額です。なお、その方によって生計を維持されている18歳に達する日の属する年度の末日までにある子または20歳未満で障害の程度が1級・2級の子がいるときは、子の数に応じて年金額に加算（2人目まではそれぞれ224,900円、3人目以降1人につき75,000円）が行われます。

※ 年金額は、令和2年4月現在の金額です。

○請求手続き 初診日が、第1号被保険者（任意加入被保険者含む）期間中にある場合、60歳以上65歳未満の間にある場合、20歳前の場合には各区市民部保険年金課、出張所（似島出張所を除く）（79ページ）、第2号被保険者期間中にある場合は年金事務所または共済組合、第3号被保険者期間中にある場合は年金事務所。

○支給方法 2月・4月・6月・8月・10月・12月に前月分までが支払われます。

## ●特別障害給付金

○支給対象者 ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者で、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因とな

る傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方

ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

※障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

○支給額 障害基礎年金1級相当に該当する方：月額 52,450 円

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額 41,960 円

※支給額は、令和2年4月現在の額です。

※給付金は、認定後、請求月の翌月分から支給されます。

※他の公的年金等（老齢年金、遺族年金、労災補償等）を受給されている場合には、その受給額分を差し引きます。

※他の公的年金等の額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。

※特別障害給付金が支給されると、経過的福祉手当または在宅重度心身障害者援護見舞金の支給は停止となります。

○支給制限 (令和2年8月以降)

扶 養 親 族	受 給 権 者 本 人 の 限 度 額(注)	
	全額支給停止となる場合	額の一部が停止となる場合
0 人	4,621,000円	3,604,000円
1	5,001,000	3,984,000
2	5,381,000	4,364,000
3	5,761,000	4,744,000
4	6,141,000	5,124,000
5	6,521,000	5,504,000

(注) 6人以上の場合は1人増すごとに380,000円を加算

○支給方法 2月、4月、6月、8月、10月、12月に前月までの分が支払われます。(初回支払いなど、特別な場合は、奇数月に前々月までの分の支払いを行う場合もあります。)

○請求手続 各区市民部保険年金課、出張所(似島出張所除く)(79ページ)

### ●障害者公共交通機関利用助成(いきいき乗車券)

心身障害者(児)または精神障害者の社会参加の促進と福祉の増進を図るため、市内のバス・電車などの利用券等を助成します。

○助成の対象 毎年9月1日現在、市内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方で、本人の前年の所得が1,595,000円以下(ただし、扶養親族等がいる場合には、1人につき38万円等を加算した額以下)の方。

○助成額 6,000円相当(助成額については、障害の種別・程度、年齢、選択交通機関により、額が変わります。)

※1 重度障害者福祉タクシー乗車券交付対象者は、福祉タクシー乗車券もしくは利用券等のどちらかの選択になります。

※2 第一種心身障害者、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方または12歳未満の障害者には、介護者分も助成します。(タクシーチケットを除く)

○支給の内容 次のいずれかの利用券等を助成します。①パスピーを利用する助成 ②JR回数券引換券 ③船(似島・金輪島)乗船回数券 ④黄金山地区乗合タクシー回数券 ⑤平和台線バス回数券 ⑥雲出線、宇佐線、鹿の道・峠線バス回数券 ⑦美鈴が丘地区乗合タクシー回数券 ⑧大塚・伴地区乗合タクシー回数券 ⑨矢口地区、中野・中野東地区乗合タクシー回数券 ⑩可部・亀山地区乗合タクシー回数券 ⑪タクシーチケット

○利用券の有効期間 9月1日から翌年の8月31日まで

○手続き ①毎年6月下旬に新しく対象となる方等へ申請書を送付し、申請された方について所得を確認したうえで、所得要件に該当される方には、8月下旬に利用券等を郵送で交付します。②すでに申請された方には、翌年度以降は申請書を送付せず、毎年所得を確認したうえで、所得要件に該当される方に、申請済の助成内容と同じ利用券等を、8月下旬に郵送します。③申請内容を変更する場合は、市役所障害福祉課、精神保健福祉

課または各区福祉課障害福祉係へお問い合わせください。

〈障害者に対する交通運賃の割引について〉 身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳所持者に対しては、身体障害者手帳・療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、交通運賃の割引制度があります（67ページ）。

### ●重度障害者福祉タクシー利用助成

心身障害者（児）または精神障害者がタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成する制度です。

○対象 市内に住所を有し、本人の前年の所得が1,595,000円以下（ただし、扶養親族等がいる場合には、1人につき38万円等を加算した額以下）の方で次のいずれかに該当する方

① 身体障害者

ア 次表の障害区分ごとに、下欄の程度の身体障害者手帳を持っている方

障 害 区 分	障害の程度
視覚障害	1・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓の各機能障害	1・2級 (それぞれの機能障害ごと)
肢体不自由	第1種

イ ア以外で補装具として車いすの交付を受けている方

② 療育手帳④、Aを持っている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

※ 障害者公共交通機関利用助成を受けた方は対象となりません。

○助成額等 1年間に500円を限度額とする乗車券を心身障害者（児）は52枚、精神障害者は58枚を限度に交付します。じん臓1級で人工透析治療を受けている方は、年間52枚を限度として追加交付します。ただし、9月2日から翌年8月31日中で助成対象となった方については、それぞれ対象となった事由に応じた基準日に基づき、次表のとおり交付します。

基準日の属する月	心身障害者（児）への交付枚数	じん臓1級で人工透析治療を受けている方への追加交付枚数	精神障害者への交付枚数
9月	52枚	52枚	58枚
10月	48枚	48枚	53枚
11月	43枚	43枚	48枚
12月	39枚	39枚	43枚
1月	35枚	35枚	39枚
2月	30枚	30枚	34枚
3月	26枚	26枚	29枚
4月	22枚	22枚	24枚
5月	17枚	17枚	19枚
6月	13枚	13枚	15枚
7月	9枚	9枚	10枚
8月	4枚	4枚	5枚

○利用方法 タクシー利用の際、身体障害者手帳または療育手帳を提示（精神障害者保健福祉手帳の提示も、求められたときは必要）し、乗車券を提示して、利用料金から券面金額を差し引いた額を運転手に支払ってください。なお、タクシー事業者が実施している障害者割引と併用できます。（精神障害者は除く。）

利用できるタクシー

（令和2年2月1日現在）

都市タクシーサービスセンター、タクシー協同チケット、全国介護タクシー協会、高齢者福祉協議会、西日本タクシー協議会に加盟しているタクシー

中区 ア ILC カ 介護タクシーコスモス（アイズいのくち）、介護タクシーやまと サ second house タ つばさ総合サービスセンター、蕾の会 ナ 菜の花タクシー ハ ひかり介護タクシー（APPLE）、広島寝台自動車（花園） ヤ ユー・アイ・ネット福祉企業組合 リ ラックス

東区 ア あんしんサポート カ 介護タクシーおおいし、介護タクシーイルカ、介護タクシーもみじ、げんき介護タクシー（広島常光



福祉会) サシーエムシー ナニックス ハふくもと ラライフサポートわかば、ライフネットつばさ

**南区** アアップル、いちご、エイコーシステム、駅前介護タクシー、OFFICE・NAO、オリーブ カ介護タクシーあさひ、介護タクシーアシストアイ、介護タクシーずっと(山本善成)、介護タクシーたんな、介護タクシーなごみ、ケアタクシーそよ風、ケアタクシーゆずりは サ澤村タクシー、三進運輸、すずらん介護タクシー タテイケイ介護タクシー ナ仁保はっぴー介護タクシー ハ福祉タクシーあおぞら、PIECE

**西区** アあすなる、エムエスサポート、オレンジ カカレッタ広島トランスファーサービス、介護タクシーあつたかファミリー、介護タクシーサポートユー、介護タクシーシーブ(ガレージティーツー)、介護タクシーとも、介護タクシーみつだ、観音介護タクシー、観音TAXI、クラン・コーポレーション、Common ササイプレス、サンキ・ウエルビィ、スマイル、スリーエス タつなぐ介護タクシー ナナックユノ、NISHIKIタクシー、西広島介護タクシー ハ広島実業1番交通、広島西センター、びわ介護タクシー、フォーユー、古江介護タクシー、ベストライフ マみずほ ラライフネットうさぎ、リプルケアセンター

**安佐南区** アEARTH、M・Family、青空介護タクシー、ありがとう介護タクシー カ介護タクシー井上、介護タクシー梅の花、介護タクシーかなちゃん、介護タクシークローバー、介護タクシーふれんど、介護タクシーやまおか、キサラギ、ケア・タクシーさくらんぼ、五郎丸タクシー サジャストインシステム タ伴介護タクシー ハPeak up、福祉タクシーせんだんの木 ヤユメヤコーポレーション ラライフサポートもみじ、りょう介護タクシー ワワン工社

**安佐北区** ア愛、アイ・テック、明日葉介護タクシー、ARIENCE カ介護タクシーおおした、介護タクシーくろーばー、介護タクシーたけのこ、介護タクシー菜の花、介護タクシーみづほ、介護タクシーみのり、介護福祉タクシーやまびこ、きらら友正会、GO・GO・ドリーム、こだま介護タクシー(安佐町)、こだま介護タクシー(上深川町) サさわやかライフクラブ、セレクトライン ハはないち介護福祉タクシー、福祉タクシーあんしん、平成タクシー マみんなでスクラム生活支援センター ラライフケアタクシーノア

**安芸区** アアルファサービス、いしだタクシー カ介護センター安芸風、介護タクシーアイム、介護タクシーかがやき、患者輸送あおば、こもれび サささとサポート佐藤さん ママミードライブ介護タクシー ワワイズ

**佐伯区** アオージー・コアラ広島(オージー・ロジテクノ) カ介護タクシーおおはら、介護タクシーくう、介護タクシーまるはま(マルハマ)、介護タクシーライフサポート青空、こころケアサービス サスカイタクシー タツルキ ハハピネス福祉タクシー、ハミング介護タクシー、福祉タクシーあい、福祉日交社、ほのか ママルノボ商事 ヤ湯来介護タクシー

**広島市外** アあき介護タクシー、安寿香、ウエルキャス、えん、大竹タクシー カ介護タクシーあすなる、介護タクシーエール、介護タクシー織田企画、介護タクシーかわもと、介護タクシーキララ、介護タクシー丈JOE、介護タクシーてっちゃん、介護タクシートマト、介護タクシーななお、介護タクシーのぞみ、介護タクシーマウント、介護タクシー・みやじま、介護タクシー八千代、介護タクシー夢、介護福祉タクシーつくし、介助支援送迎ロクさん、かもめ運送、グリーンフィールド、ケアサポートひまわり、ケアタクシーひまわり、ケアリズムサンレイ、ケーキューサービス、こあRunタクシー(住田新聞舗)、快い福祉サービス、コスモサポート、コスモスタクシー、ことぶき介護タクシー(ことぶき) サスキップタクシー、すみれタクシー ハ広島県リハビリテーション協会、福祉タクシーカガワ、福祉タクシービリーブJGMW、福祉タクシーみんなの足、普賢福祉タクシーはなの里、豊湯アルミニウム、ホームタクシー マ道しるべ、三ツ矢タクシー、みのり、宮園介護タクシー、もみじ介護タクシー ヤ四葉 ラライフサポートにしはら、ライフサポートひだまり ワわかば介護タクシー

※必要のある場合を除き、株式会社、有限会社等の表記は省略しています。

- 手続き** ①毎年6月下旬に新しく対象となる方等へ申請書を送付し、申請された方について所得要件に該当される方には、8月下旬に利用券を郵送で交付します。②すでに申請された方には、翌年度以降は申請書を送付せず、毎年所得を確認したうえで、所得要件に該当される方に、8月下旬に利用券を郵送します。③申請内容を変更する場合は、市役所障害福祉課、精神保健福祉課または各区福祉課障害福祉係へお問い合わせください。

### ●障害者に対するタクシー料金割引

- 対象** 身体障害者手帳または療育手帳を持っている方
- 内容** 「タクシーメーター器表示額」に0.9を乗じ、10円未満の端数を切捨てた額がタクシー料金になります。
- 利用方法** 身体障害者手帳または療育手帳を提示し、料金を支払ってください。

### ●障害者福祉バス運行事業

身体障害者団体等が更生相談事業、機能回復訓練事業、各種講習会、研修会、スポーツ、レクリエーション等に集団で参加する場合に車いす用リフト付きバスを運行しています。

なお、申込みは利用日の3か月前から受け付けます。(ただし、毎月1日～15日利用分については、“重度身体障害者のうちリフト付きでなければ外出が困難な方を1名以上含む団体”は、“3か月と10日前”から受け付けます。)

- 運行台数 2台(そのうち1台は、土、日、祝日のみ)
- 定員 26人(座席24人、車いす固定24人)、土、日、祝日の運行バスについては25人(座席21人、車いす固定4人)
- 利用人員 10人以上定員以内(おおむね半数以上が身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている方)
- 利用料 無料(ただし、燃料費、有料道路通行料、駐車料金、1泊2日で利用する場合の運転手の宿泊料等は利用者負担)
- 申込先 公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会(TEL・FAX(082)263-4524)

### ●障害者の健康づくり事業

障害者のグループや団体からの依頼に基づいて地域に出向き、健康づくりの座学や簡単な体操・運動等の実技指導を実施することにより、外出機会の少ない在宅の障害者(こどもから高齢者)の方の健康づくりを行います。

- 申込先 広島市障害者スポーツ協会(TEL・FAX(082)263-3394)

### ●更生訓練費 38ページをご覧ください。

### ●障害福祉サービス事業所通所者交通費助成 38ページをご覧ください。

### ●地域活動支援センターⅢ型通所者交通費助成 39ページをご覧ください。

### ●税負担の軽減

障害者や、障害者を扶養している方については、所得税や市・県民税、相続税などの軽減ができる場合があります。

#### (1) 所得税、市・県民税

- 対象 本人、同一生計配偶者または扶養親族が以下のいずれかに該当する方

障害者	特別障害者
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	① 同左
② 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた方	② 左のうち、重度の知的障害者と判定された方
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	③ 左のうち、記載されている障害等級が1級である方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている方	④ 左のうち、記載されている障害の程度が1級または2級である方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	⑤ 左のうち、記載されている障害の程度が特別項症から第3項症までである方
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	⑥ 同左
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方	⑦ 同左
⑧ 65歳以上の方で、上記①、②又は④に準ずる方として、市町村長等(広島市においては福祉事務所長)の認定を受けている方	⑧ 同左

※「同一生計配偶者または扶養親族」とは、本人と生計を一にする配偶者または扶養親族などで、所得税ではその年分、市・県民税では前年中の合計所得金額が38万円以下の方です。

#### ○軽減内容

##### 〈所得税、市・県民税の所得控除〉

##### ①障害者控除等

次表の区分に応じて、該当する欄の控除額が所得金額から控除されます。

控除の種類	区分	市・県民税控除額	所得税控除額
障害者控除	障害者	26万円	27万円
	特別障害者	30万円	40万円
	同居特別障害者	53万円	75万円

※「同居特別障害者」とは、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、本人またはその配偶者もしくは本人と

生計を一にする親族のいずれかと常に同居している方をいいます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族が障害者である場合は、障害者控除とあわせて以下の控除を受けることができます。

控除の種類	区 分	市・県民税控除額	所得税控除額	
配偶者控除(注)	70歳未満	11万円、22万円、33万円	13万円、26万円、38万円	
	70歳以上	13万円、26万円、38万円	16万円、32万円、48万円	
扶 養 控 除	16歳以上19歳未満 23歳以上70歳未満	33万円	38万円	
	19歳以上23歳未満	45万円	63万円	
	70歳以上	同居老親等以外	38万円	48万円
		同居老親等	45万円	58万円

※扶養親族のうち年齢が16歳未満の方は、控除対象扶養親族には該当しないため、扶養控除額はありません。

※「同居老親等」とは、年齢が70歳以上の扶養親族のうち、本人またはその配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、本人またはその配偶者と常に同居している方をいいます。

(注) 本人の所得税ではその年分、市・県民税では前年中の本人の合計所得金額に応じて控除額が異なります。合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はありません。

## ②小規模企業共済等掛金控除

心身障害者扶養共済制度の掛金は、その全額が小規模企業共済等掛金控除として所得金額から控除されます。

### 〈非課税所得〉

心身障害者扶養共済制度の給付金（脱退一時金を除く。）については非課税所得のため、所得税や市・県民税は課税されません。

### 〈所得税・県民税利子割の非課税〉

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や、障害基礎年金・障害児福祉手当・特別障害者手当を受給している方などは、銀行預金等、公債それぞれの元本350万円までの少額貯蓄非課税制度の適用対象とされている預貯金等の利子等について、所得税及び県民税利子割が非課税になります。

### 〈市・県民税の非課税〉

障害者は、前年中の合計所得金額が125万円以下の場合には、市・県民税が非課税になります。

○手続き 勤務先で年末調整をするか、税務署もしくは各区役所内の市税事務所又は税務室（79ページ）に申告してください。

## (2) 相続税

○対象 相続や遺贈により財産を取得して相続税の申告をする方が障害者である場合

○軽減内容 次の式で算出された額が相続税額から控除されます。(85歳－相続した方の年齢)×10万円（特別障害者である場合は20万円）

○手続き 亡くなった方の住所地の税務署に申告してください。

## (3) 贈与税の非課税

特定障害者（※）の方の生活費などに充てるために、特定障害者扶養信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

※特定障害者とは、①特別障害者及び②障害者のうち精神に障害のある方をいいます。

○手続き 受益者（特定障害者）の住所地の税務署に信託会社を通じて申告してください。

## (4) 事業税の非課税

重度の視力障害者〔失明者または両眼の視力（屈折異常のある方については矯正視力について測定したものをいう。）が0.06以下〕の方が、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を営まれる

場合は、事業税が課せられません。

○手続き 県税事務所に申告してください。

(5) 自動車税、軽自動車税（環境性能割）、軽自動車税（種別割）の減免

障害者または障害者の家族が所有し、専ら障害者のために使用される場合などの自動車や軽自動車は、自動車税、軽自動車税（環境性能割）、軽自動車税（種別割）が減免される場合があります。なお、減免の対象となる方は、障害の区分、程度などに一定の基準があります。

○手続き 自動車税、軽自動車税（環境性能割）については県税事務所、軽自動車税（種別割）については各区役所内の市税事務所又は税務室（79ページ）に申請してください。

●交通運賃の割引

(1) 第1種の身体障害者手帳又は第1種の療育手帳所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR (バス・フェリーを除く)	普通乗車券	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口（又はみどりの券売機プラス）で手帳を呈示し、割引乗車券を購入
	回数券	〃	—	〃	—	
	普通急行券	〃	—	〃	—	
	定期乗車券	〃	—	介護者のみ5割引	—	

※ 障害者及び介護者が12歳以上の場合、自動券売機で小児片道乗車券を購入し、乗車することができます。この場合は、改札時に係員が手帳を確認させていただきます。

※ 障害者が6歳未満の場合は、介護者が5割引、本人は無料になります。

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時並びに搭乗時に手帳を呈示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を呈示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	介護者とも3割引	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引PASPY購入時に手帳を呈示し、降車時に手帳を呈示
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
広島電鉄電車	定期乗車券	1か月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引(介護者2人まで無賃)	1か月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	定期乗車券または割引PASPY購入時に手帳を呈示し、降車時に手帳を呈示(ただし、本人のみの場合、利用時の呈示は係員からの請求があった場合のみ)
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の請求があったら呈示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	窓口での購入時に手帳を呈示し、利用時に係員から請求があったら手帳を呈示
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	—	
旅客船	詳細については、ご利用の旅客船会社にお問い合わせください。					

(2) 第2種の身体障害者手帳又は第2種の療育手帳所持者

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
JR (バス・フェリーを除く)	普通乗車券	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	100kmを超える場合、本人のみ5割引(介護者割引なし)	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口(又はみどりの券売機プラス)で手帳を呈示し、割引乗車券を購入
	回数券	—	—	—	—	
	普通急行券	—	—	—	—	
	定期乗車券	—	—	介護者のみ5割引	—	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。				航空券購入時並びに搭乗時に手帳を呈示
バス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を呈示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	—	3割引	介護者のみ3割引	—	
	割引PASPY(こども用はこども割引PASPY)	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引PASPY購入時に手帳を呈示し、降車時に手帳を呈示
広島電鉄電車	普通乗車券	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券	1か月の場合、本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引(介護者割引なし)	1か月の場合、普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	定期乗車券または割引PASPY購入時に手帳を呈示し、降車時に手帳を呈示(ただし、本人のみの場合、利用時の呈示は係員からの請求があった場合のみ)
	割引PASPY	本人のみ5割引(介護者割引なし)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の請求があったら呈示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	窓口での購入時に手帳を呈示し、利用時に係員から請求があったら手帳を呈示
	割引PASPY(こども用はこども割引PASPY)	〃	〃	〃	—	
旅客船		詳細については、ご利用の旅客船会社にお問い合わせください。				

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

交通機関	障害程度	形態	年齢区分	割引対象	割引率	備考
バス	1級	単独で乗車する場合	12歳以上	普通運賃	5割引	割引後の10円未満の端数は切上げ
				定期運賃	3割引	
				割引PASPY	5割引	
		12歳未満	普通運賃	5割引		
			定期運賃	割引なし		
			割引PASPY	5割引		
	2、3級	介護者とともに乗車する場合	12歳以上	普通運賃	本人、介護者それぞれ5割引	
				定期運賃	本人、介護者それぞれ3割引	
				割引PASPY	本人、介護者それぞれ5割引	
		12歳未満	普通運賃	本人、介護者それぞれ5割引		
			定期運賃	介護者のみ3割引		
			割引PASPY	本人、介護者それぞれ5割引		
2、3級	単独で乗車する場合	12歳以上	普通運賃	5割引		
			定期運賃	3割引		
			割引PASPY	5割引		
		12歳未満	普通運賃	5割引		
			定期運賃	割引なし		
			割引PASPY	5割引		

交通機関	障害程度	形態	年齢区分	割引対象	割引率	備考			
バス	2、3級	介護者とともに乗車する場合	12歳以上	普通運賃	本人のみ5割引	割引後の10円未満の端数は切上げ			
				定期運賃	本人のみ3割引				
				割引PASPY	本人のみ5割引				
			12歳未満	普通運賃	本人、介護者それぞれ5割引				
				定期運賃	介護者のみ3割引				
				割引PASPY	本人、介護者それぞれ5割引				
広島電鉄電車（宮島線含む）	1級	単独で乗車する場合	12歳以上	普通運賃	5割引		割引後の10円未満の端数は切上げ		
				定期運賃	5割引(大人運賃×2回×30日×0.5)				
				割引PASPY	5割引				
			12歳未満	普通運賃	割引なし				
				定期運賃	割引なし				
				割引PASPY	割引なし				
		介護者とともに乗車する場合	12歳以上	普通運賃	本人5割引、介護者無料(2人まで)				
				定期運賃	本人5割引(大人運賃×2回×30日×0.5)、介護者無料(2人まで)				
				割引PASPY	本人5割引、介護者無料(2人まで)				
			12歳未満	普通運賃	本人割引なし、介護者無料(2人まで)				
				定期運賃	本人割引なし、介護者無料(2人まで)				
				割引PASPY	本人割引なし、介護者無料(2人まで)				
	2、3級	単独で乗車する場合	12歳以上	普通運賃	5割引				
				定期運賃	5割引(大人運賃×2回×30日×0.5)				
				割引PASPY	5割引				
			12歳未満	普通運賃	割引なし				
				定期運賃	割引なし				
				割引PASPY	割引なし				
		介護者とともに乗車する場合	12歳以上	普通運賃	本人のみ5割引				
				定期運賃	本人のみ5割引(大人運賃×2回×30日×0.5)				
				割引PASPY	本人のみ5割引				
			12歳未満	普通運賃	本人割引なし、介護者無料(2人まで)				
				定期運賃	本人割引なし、介護者無料(2人まで)				
				割引PASPY	本人割引なし、介護者無料(2人まで)				
アストラムライン	1～3級	単独で乗車する場合	12歳以上	普通運賃	5割引	割引後の10円未満の端数は切上げ			
				定期運賃	5割引				
				割引PASPY	5割引				
			12歳未満	普通運賃	割引なし				
				定期運賃	割引なし				
				割引PASPY	割引なし				
		介護者とともに乗車する場合	12歳以上	普通運賃	本人、介護者それぞれ5割引				
				定期運賃	本人、介護者それぞれ5割引				
				割引PASPY	本人、介護者それぞれ5割引				
			12歳未満	普通運賃	介護者のみ5割引				
				定期運賃	介護者のみ5割引				
				割引PASPY	介護者のみ5割引				
		旅客船	詳細については、ご利用の旅客船会社にお問い合わせください。						
		国内航空	詳細については、ご利用の航空会社にお問い合わせください。					航空券購入時並びに搭乗時に手帳を呈示	

※1 バスは広島県内で乗降する場合に限ります。

※2 バスは広島県内で割引を実施していない事業者もあるので詳しくはご利用される交通事業者にお問い合わせください。

○手続き バス又は市内電車を普通運賃（現金）で利用する場合は、降車時に精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

※アストラムラインを普通運賃（現金）で利用する場合は、乗車駅の自動券売機で割引きっぷを購入してください。入場、出場の際に自ら精神障害者保健福祉手帳を提示する必要はありませんが、駅係員から手帳の提示を求められることがありますので、この場合は提示してください。

※割引PASPYをご利用になる場合は、各交通事業者の取扱窓口で精神障害者保健福祉手帳を提示することで購入できます。有効期間は発売日から2年間です。期限が切れましたらご利用できなくなりますので注意してください。

※バスで割引PASPYをご利用になる場合、降車の際、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

### ●有料道路通行料金の割引

西日本高速道路株式会社等が管理する有料道路を予め登録した自動車で行き通る際、通行料金が半額になります。（自動車は一人につき1台のみ登録できます。ただし、営業用の自動車等は登録できません。）

○対象 次のいずれかに該当する場合

- ・身体障害者（全障害）が自ら運転する場合
- ・第1種の身体障害者手帳所持者または第1種の療育手帳所持者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合

○内容 料金所係員に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。（事前に区福祉課で手続きが必要です。）

※ETCノンストップ走行時の割引適用については、区福祉課で手続きの際にお渡しする書類を備えつけの封筒に入れ、有料道路ETC割引登録係へ郵送してください。投函後約2週間程度でお手元に登録済結果通知が届き、以後ETC利用時に割引を受けることができます。

○手続き 各区厚生部福祉課（78ページ）へ以下をご持参ください。

- ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②登録を希望する自動車の車検証 ③運転免許証（障害者本人が運転する場合）

※ETC利用者は上記に加え、ETCカード（原則として本人名義）、ETC車載器セットアップ申込書・証明書も必要です。

※2年間の有効期限が設定されていますので、引き続き割引を受けるためには期限満了日の2か月前から区福祉課で上記と同様の手続きが必要です。（ETC利用者は、より早めの手続きが必要です、ご注意ください。）

### ●郵便料金の軽減

○対象等

区分	内 容		重量・サイズ	料 金
郵便物	低料第三種	心身障害者団体が発行する新聞紙 (1回500部以上発行、月3回以上発行) ※1	50gまで	8円
			50gを超える1kgまで、50gまでごとに	3円増
	第四種	① 点字郵便物 ② 特定録音物等郵便物 ※2	50gまで	15円
			50gを超える1kgまで、50gまでごとに	5円増
ゆうメール	心身障害者用ゆうメール ※3		ゆうメール（基本運賃）の半額	
ゆうパック	点字ゆうパック	30kgまで	サイズ※4	料 金
			60	100円
			80	210円
			100	310円
	聴覚障害者用ゆうパック		120	410円
			140	510円
			160	620円
			170	720円

※1 発行人から差し出されるものに限る。

※2 指定施設間の発受に限る。

※3 指定の図書館との間での発受に限る。

※4 「サイズ」は、長さ、幅及び厚さの合計（cm）をその数字までとする区分を示す。

利用にあたっては、郵便局へお尋ねください。

○窓口 詳しくは各郵便局へご確認ください。

### ●NHK放送受信料の減免

○対象等

区 分	内 容
身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を持っている方のいる世帯で、世帯の構成員全員が市町村民税非課税の世帯	全額免除
① 世帯主が視覚障害または聴覚障害の身体障害者手帳を持っており、受信契約者である世帯 ② 世帯主が身体障害者手帳（1・2級）を持っており、受信契約者である世帯 ③ 世帯主が重度及び最重度の知的障害者であり、受信契約者である世帯 ④ 世帯主が精神障害者保健福祉手帳（1級）を持っており、受信契約者である世帯	半額免除

○窓口 各区厚生部福祉課障害福祉係（78ページ）

## ●NTT電話番号の無料案内

NTT西日本へ登録すると、NTTの電話番号案内料が次の方については無料になります。

○対象 (1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳を持っている方

① 視覚障害 1～6級

② 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） 1・2級

(2) 療育手帳を持っている方

(3) 精神障害者保健福祉手帳を持っている方

○手続き NTT西日本ふれあい案内担当（電話番号：0120-104-174（受付：午前9時～午後5時、土日祝日及び年末年始を除く））に電話で申請し、NTTから送付された申請書等を指定された送付先に郵送してください。

○利用方法 104に電話し、「ふれあい案内」とお申し出いただき、登録の電話番号と暗証番号を伝えてください。オペレーターが登録番号等を確認し、無料の取り扱いをします。

## ●施設設置負担金の分割払い

ひとり暮らし高齢者や心身障害者等に対して、電話施設設置負担金の分割払いが行われています。

○対象 次のいずれかに該当する方

① 世帯全員が住民税を課税されていない方で、次のいずれかに該当する方

ア 心身障害者、身体障害者、公害病認定患者またはこれらの後見人もしくは親権者

イ 65歳以上のひとり暮らしの方、または心身障害者、寝たきりの配偶者や未成年者のみと生計を共にしている方

ウ 配偶者のいない女子で児童を扶養している方

② 生活保護世帯

○分割方法 1年以内で2回～12回払いです。

○手続き NTT西日本で受け付けます。

TEL：116（局番なし）

## ●市営駐車場等駐車料金の一部免除

次の方が自ら運転するか、または介護者の運転する車両に同乗して、市営駐車場等を利用する場合に、駐車料金を一部免除します。（安佐動物公園駐車場、植物公園駐車場は全額免除）

○対象 ① 身体障害者手帳1、2級の交付を受けている方

② 療育手帳A・Aの交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

④ 公安委員会の発行する駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けている方

○料金 駐車時間2時間までの駐車料金を免除します。（安佐動物公園駐車場、植物公園駐車場、森林公園駐車場は駐車料金の全額を免除）ただし、定期料金、1泊料金及び夜間料金は除きます。

○手続き 市営駐車場等において、①については身体障害者手帳、②については療育手帳、③については精神障害者保健福祉手帳、④については標章及び身体障害者手帳又は療育手帳（色素性乾皮症患者の方は除きます。）を提示してください。無人の駐車場は、現地に掲示してある案内に従い、精算機備え付けのインターフォンで、または係員のいる市営駐車場で料金減免の手続きを行ってください。

○駐車場 市営駐車場、安佐動物公園駐車場、植物公園駐車場、西部埋立第五公園駐車場、森林公園駐車場、総合屋内プール等共用駐車場

## ●市営駐輪場の駐輪料金の減免

次の方が市営駐輪場の一時利用及び登録利用をする場合に、駐輪料金を減免します。

○対象 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 療育手帳の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

○料金 一時利用は、免除とします。また、登録利用については、料金を半額に減免します。（自転車500円/月、バ



イク 1,000 円/月)

○**手続き** 一時利用の場合は、市営駐輪場において、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

登録利用の場合は、登録利用申請時に所定の減免手続きをしてください。手続きの窓口は、各駐輪場、(一財) 広島市都市整備公社駐車駐輪管理課 (228-8184 中区・西区・佐伯区の駐輪場) 又は広島県ビルメンテナンズ協同組合 (242-7330 東区・南区・安芸区の駐輪場) です。

### ●水道料金及び下水道使用料の減免

障害者のおられる世帯または民間の運営する社会福祉施設の水道料金及び下水道使用料が減免されます。

#### ○対象

(1) 次のいずれかに該当する障害者(病院や施設へ入院または入所している方は除く。)のおられる世帯で、所得の額が別表に掲げる額の世帯

- ① 身体障害者手帳 1～3 級の交付を受けている方
- ② 療育手帳 A・A・B の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の交付を受けている方
- ④ 特別児童扶養手当を受給している方
- ⑤ 障害基礎年金、障害年金 1・2 級を受給している方

(別表)

扶養親族等の数	障害者が20歳未満の場合		障害者が20歳以上の場合	
	障害者の父母または養育者①	障害者の父母または養育者の配偶者または扶養義務者②	障害者本人③	障害者の配偶者または扶養義務者④
0 人	4,596,000円未満	6,287,000円未満	1,595,000円以下	6,287,000円未満
1 人		6,536,000円未満		6,536,000円未満
2人以上	4,596,000円に扶養親族等 1 人につき 380,000円を加算した額未満	6,536,000円に 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 213,000円を加算した額未満	1,595,000円に扶養親族等 1 人につき 380,000円を加算した額以下	6,536,000円に 1 人を除いた扶養親族等 1 人につき 213,000円を加算した額未満

1 ①及び③に掲げる方の扶養親族等が、同一生計配偶者(70歳以上の方に限る。)または老人扶養親族であるときは、380,000円にかえて 1 人につき 480,000円を、特定扶養親族または控除対象扶養親族(16歳以上19歳未満の方に限る。)であるときは、380,000円にかえて 1 人につき 630,000円を加算する。

2 ②及び④に掲げる方の扶養親族等に老人扶養親族が含まれる場合、老人 1 人につき 60,000円を加算する。(扶養親族等の全てが老人の場合は、そのうち 1 人を除いた老人 1 人につき 60,000円を加算する。)

(2) 次のいずれかに該当する社会福祉施設で、入所者等が光熱水費を負担しているもの

- ① 共同生活援助施設 ② 障害者支援施設 ③ 就労移行支援施設 ④ 就労継続支援施設
- ⑤ 地域活動支援センター(Ⅱ型を除く。) ⑥ 福祉ホーム ⑦ 母子生活支援施設

○**減免額** (税込 税率 10%) 1 か月につき 水道料金の 0～10 m<sup>3</sup>相当額(口径 20 mm の場合) 891 円～946 円  
下水道使用料の 0～10 m<sup>3</sup>相当額 764 円～786 円

○**手続き** 備え付けの「水道料金・下水道使用料減免申請書」に次のものをそろえて水道局各営業所または各区厚生部福祉課(78 ページ)へ申請してください。

- ① 「ご使用水量のお知らせ」または領収書 ② 印鑑 ③ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書、特別児童扶養手当証書または重度心身障害者医療費受給者証(社会福祉施設の申請の場合は不要です。)

### ●映画鑑賞料の減免

○**対象** 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方(重度障害者は介護者 1 名を含みません。)

○料金 各館所定の割引料金

※ 映画の日（12月1日）は無料招待（重度の障害者は介護者1名も無料）

※ 一部該当しない所もありますので各館にお問い合わせください。

※ 適用地域は県下全般です。

○手続き 映画館入口において身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の証明部分を提示してください。

●公共施設利用の減免

○対象 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方

○対象施設

区 分	所 在 地	電話番号	ファクス	割引・免除	備考
広島平和記念資料館	中区中島町1-2	241-4004	542-7941	免除	※8
広島城	” 基町21-1	221-7512	221-7519	”	
中央公園ファミリープール	” ” 4-41	211-0063	228-1891	”	
5-Daysこども文化科学館	” ” 5-83	222-5346	502-2118	”	※1
青少年センター	” ” 5-61	228-0447	228-7074	”	※3
映像文化ライブラリー	” ” 3-1	223-3525	228-0312	”	※2
中央バレーボール場	” ” 21-4	224-2191	224-2192	”	
広島翔洋テニスコート	” ” 2-18	224-2191	224-2192	”	
広島県立総合体育館	” ” 4-1	228-1111	228-4992	”	
縮景園	” 上幟町2-11	221-3620	221-0515	”	
中区スポーツセンター	” 千田町三丁目8-12	241-9355	241-9379	”	
” 吉島屋内プール	” 光南五丁目1-53	249-8591	249-2231	”	
吉島体育館	” 吉島西三丁目2-11	240-5003	240-5003	”	
健康科学館	” 千田町三丁目8-6	246-9100	246-9109	”	
江波山気象館	” 江波南一丁目40-1	231-0177	234-1013	”	
心身障害者福祉センター	東区光町二丁目1-5	261-2333	261-7789	”	
マエダハウジング東区スポーツセンター	” 牛田新町一丁目8-3	222-1860	222-1861	”	
ひろしんビッグウェーブ	” ”	”	”	”	
総合屋内プール等共用駐車場	” ”	”	”	”	※4
森林公園こんちゅう館	” 福田町字藤ヶ丸 10173	899-8964	899-8233	”	
” 山城展望台昇降用モノレール	” ”	899-8241	899-8491	”	
戸坂庭球場・運動広場	” 戸坂新町三丁目 1916	220-2044	”	”	
南区スポーツセンター	南区楠那町 7-31	251-7721	251-7701	”	
” 宇品体育館	” 宇品海岸三丁目 6-54	255-3022	255-3022	”	
” 東雲屋内プール	” 東雲三丁目 16-3	286-6909	286-6909	”	
” 出島屋内プール	” 出島一丁目 32-92	254-2891	254-2892	”	
郷土資料館	” 宇品御幸二丁目 6-20	253-6771	253-6772	”	
現代美術館	” 比治山公園 1-1	264-1121	264-1198	”	
似島臨海少年自然の家	” 似島町字東大谷 182	259-2766	259-2767	”	※5
広島港棧橋駐車場	” 宇品海岸一丁目 13	251-0165	251-0165	半額割引	※6
広島みなと公園駐車場	” ” 一丁目	250-7160	250-7161	”	※6
宇品波止場公園駐車場	” ” 三丁目 1303-12	250-7160	250-7161	”	※6
西区スポーツセンター	西区庚午南二丁目 41-1	272-8211	272-8242	免除	
南観音庭球場・運動広場	” 観音新町二丁目 90	293-5900	”	”	
広島県総合グラウンド	” ” 11-124	231-3077	295-8850	”	
三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	” 三滝本町一丁目 73-20	238-6301	238-6302	”	※7
大芝公園ゴーカート	” 大芝公園 1-50	230-0260	230-0260	”	
竜王公園野球場、テニスコート、エスキーツennis場、卓球場	” 竜王町	237-9880	237-9880	”	※3
草津公園野球場	” 庚午南二丁目 38	272-6030	272-6030	”	※3
安佐南区スポーツセンター	安佐南区伴東三丁目 13-16	848-2411	848-2432	”	
沼田庭球場・運動広場	” 伴北四丁目 3987-1	848-2294	”	”	
祇園運動広場	” 祇園一丁目 85	871-3368	”	”	
広島広域公園陸上競技場(エディオンスタジアム広島)・補助競技場・第一球技場・第二球技場	安佐南区大塚西五丁目 1-1 (ほか)	848-8484	848-8460	”	※3
広島広域公園テニスコート	” 大塚西五丁目 2-1	848-9540	848-9540	”	※3
ヌマジ交通ミュージアム	” 長楽寺二丁目 12-2	878-6211	878-3128	”	※8
安佐北区スポーツセンター	安佐北区深川二丁目 50-1	843-4999	843-4998	”	

区 分	所 在 地	電話番号	ファクス	割引・免除	備考
安 佐 動 物 公 園	安 佐 町 大 字 動 物 園	838-1111	838-1711	〃	
高 陽 体 育 館	深 川 六 丁 目 19-15	845-3221	845-3221	〃	
青 少 年 野 外 活 動 セ ン タ ー	安 佐 町 大 字 小 河 内 5135	835-1444	835-1445	〃	※7
寺 迫 公 園 野 球 場 ・ テ ニ ス コ ー ト ・ エ ス キ ー テ ニ ス 場	真 亀 一 丁 目 9	843-1150	847-4480	〃	※3
可 部 運 動 公 園 野 球 場 ・ テ ニ ス コ ー ト ・ 卓 球 場	可 部 町 大 字 勝 木 1410	815-5181	815-5181	〃	※3
安 芸 区 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	安 芸 区 中 野 東 二 丁 目 3-1	893-1998	893-1857	〃	
瀬 野 川 公 園 野 球 場 ・ 屋 内 運 動 場 ・ ア ー チ ョ ー リ ー 場 ・ ソ フ ト ボ ー ル 場 ・ テ ニ ス コ ー ト ・ 卓 球 場 ・ ク ロ ッ ケ ー 場 ・ ホ ー ス シ ュ ー ズ 場 ・ パ ー ク ゴ ル フ 場	〃 上 瀬 野 町	894-3210	894-3210	〃	※3
佐 伯 区 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	佐 伯 区 楽 々 園 六 丁 目 1-27	924-8198	924-8199	〃	
〃 湯 来 体 育 館	〃 湯 来 町 大 字 白 砂 1215 番 地 の 1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	〃	
湯 来 庭 球 場 ・ 運 動 広 場	〃 〃 和 田 94 番 地 の 20	(0829)40-4899		〃	
湯 来 南 庭 球 場 ・ 運 動 広 場	〃 〃 白 砂 1215 番 地 の 1	(0829)40-5100	(0829)86-1600	〃	
上 河 内 庭 球 場 ・ 運 動 広 場	〃 五 日 市 町 大 字 上 河 内 字 中 山 693-1	927-3701		〃	
下 河 内 庭 球 場 ・ 運 動 広 場	〃 〃 下 河 内 字 峠 平 561	928-8494		〃	
新 宮 苑 庭 球 場	〃 新 宮 苑 9-1	921-7478		〃	
河 内 体 育 館	〃 五 日 市 町 大 字 上 河 内 537	924-8198	924-8199	〃	
佐 伯 運 動 公 園 テ ニ ス コ ー ト ・ 卓 球 場	〃 〃 大 字 保 井 田	924-5012	942-3378	〃	※3
植 物 公 園	佐 伯 区 倉 重 三 丁 目 495 番 地	922-3600	923-6100	〃	
ク ア ハ ウ ス 湯 の 山	〃 湯 来 町 大 字 和 田 443	(0829)83-1198	(0829)83-1177	半 額 割 引	
国 民 宿 舎 湯 来 ロ ッ ジ	〃 〃 多 田 2563 番 地 の 1	(0829)85-0111	(0829)85-0207	25% 割 引	※9

※1 プラネタリウムのみ免除

※2 映画鑑賞料のみ免除

※3 減免額は使用団体の全体人数に占める減額該当者の割合に応じて決定

※4 最初の2時間のみ免除

※5 宿泊料(宿泊室・キャンプ場)・プール使用料・カヌー使用料免除

※6 広島県港湾施設管理規則に基づき、ご利用時間にかかわらず駐車料金が1/2に減免されます。

※7 宿泊料(宿泊室・キャンプ場)免除

※8 観覧料のみ免除

※9 室料(宿泊室)25%割引(加算減算額面は除く)

(注) 施設によっては、手帳の等級により割引・免除について違いがあるところもありますので、詳細については事前にご利用になる各施設へお問い合わせください。

## ● 駐車禁止除外指定車標章の交付

次の対象に該当する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方に駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

### ○ 対象

(1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳を持っている方

- ・ 視覚障害 1～3級、4級の1
- ・ 聴覚障害 2級、3級
- ・ 平衡機能障害 3級
- ・ 上肢不自由 1級、2級の1、2級の2
- ・ 下肢不自由 1～4級
- ・ 体幹不自由 1～3級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能) 1～2級  
(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能) 1～4級
- ・ 心臓機能障害 1級、3級
- ・ じん臓機能障害 1級、3級
- ・ 呼吸器機能障害 1級、3級
- ・ ぼうこう又は直腸の機能障害 1級、3級
- ・ 小腸機能障害 1級、3級
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1～3級
- ・ 肝臓機能障害 1～3級

(2) 療育手帳AまたはAを持っている方

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

○ 内容 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、現に使用中の車両で、公安委員会の交付する駐車禁止除外指定車標章を掲示している場合は、公安委員会による駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除きます。(ただし、バス専用レーン時間帯に駐車出来ません。)

○ 手続き 住所地を管轄する警察署

※不明な点は、警察署にお問い合わせください。

## ●自動車保管場所の証明書申請手数料等の免除

次の対象に該当する身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方で、①身体障害者または知的障害者（以下「身体障害者等」という。）が保有する自動車 ②身体障害者等と生計を一にする方が保有し、専ら当該身体障害者等の通学、通院または生業のために利用する自動車 の自動車保管場所証明書交付申請、保管場所標章交付申請及び保管場所標章再交付申請の手数料が免除されます。（自動車保管場所証明書再交付申請は上記申請に準じて免除されます。）

なお、自動車保管場所証明の申請を電子申請で行う場合は、手数料（自動車保管場所証明通知手数料及び保管場所標章交付手数料）は免除されません。手数料免除を希望される方は、警察署で書面による申請をしてください。

### ○対象

(1) 次のいずれかに該当する身体障害者手帳を持っている方

・視覚障害	1～3級、4級の1	・聴覚障害	2級、3級
・平衡機能障害	3級	・上肢不自由	1級、2級の1、2級の2
・下肢不自由	1～6級	・体幹不自由	1～3級、5級
・心臓機能障害	1級、3級	・じん臓機能障害	1級、3級
・呼吸器機能障害	1級、3級		

(2) 療育手帳<sup>ア</sup>又はAを持っている方

(3) 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

○手続き 自動車の保管場所を管轄する警察署

※不明な点は、警察署にお問い合わせください。

## ●青い鳥郵便葉書の無償配付

身体障害者及び知的障害者の福祉に対する理解と認識をさらに深めることを目的として、重度の身体障害者及び知的障害者の方で希望される方に、日本郵便株式会社が青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れて無料で配付します。

○対象 ①身体障害者手帳1級、2級の方 ②療育手帳A（または1度、2度）

○受付期間 毎年4月～5月

○内容 通常郵便葉書（「くぼみ入り」※、「無地」又は「インクジェット紙」）

通常郵便葉書胡蝶蘭（「無地」又は「インクジェット紙」）

※「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした葉書です。

※ お一人につき20枚

○窓口 簡易郵便局を除く郵便局 ※ 申込用紙は福祉事務所（区福祉課）及び児童相談所にも備え付けています。

## ●市営住宅への入居

ひとり親世帯（母子・父子世帯）・高齢者世帯・心身障害者世帯・原爆被爆者世帯・多子世帯・DV被害者世帯・犯罪被害者世帯・引揚者世帯・ハンセン病世帯の居住の安定を図るため、抽選時の持ち玉数の優遇を行っています。

〈2人以上の世帯の場合〉

区 分	条 件
ひとり親世帯 (母子・父子世帯)	次の1、2ともに該当する世帯 ただし、世帯内に、申込者及び児童以外の親族がいる場合も「ひとり親世帯」に該当する場合がありますので、ご相談ください。 1 申込者が配偶者（内縁関係を含む。）のいない方又はこれに準ずる方 <sup>(※1)</sup> であること。 2 現に児童 <sup>(※2)</sup> を扶養し、その児童と同居し、又は同居しようとする方であること。
高 齢 者 世 帯	次の1、2ともに該当する世帯 1 申込者が、60歳以上の方であること。 2 現に同居し、又は同居しようとする親族全員が、次のいずれかに該当すること。 (1) 配偶者（内縁関係を含む。） (2) 18歳未満の児童（※上記「ひとり親世帯」の「児童」とは異なります。） (3) 次の「心身障害者世帯」の1～4に該当する方 (4) 58歳以上の方
心身障害者世帯	入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯 1 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症まで又は第1款症）の交付を受けている方 3 療育手帳（㊤、A、㊦）又は精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方 4 障害基礎年金（1級、2級）又は障害厚生年金（1級、2級）を受給している方
原爆被爆者世帯	入居しようとする世帯員に、次のいずれかに該当する方がいる世帯 1 医療特別手当受給者 2 特別手当受給者 3 原子爆弾小頭症手当受給者 4 健康管理手当受給者
多 子 世 帯	次の1、2ともに該当する世帯 1 入居しようとする世帯員に、18歳未満の児童（※上記「ひとり親世帯」の「児童」とは異なります。）が3人以上いる世帯であること。 2 住戸専用面積が56㎡以上の住宅に入居希望する世帯であること。
DV被害者世帯	DV被害者で次のいずれかに該当する方がいる世帯 1 婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）における一時保護又は婦人保護施設における保護終了後5年を経過していない方 2 裁判所へ保護命令を申し立てた者で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方
犯罪被害者世帯 (DV被害者を除く)	犯罪被害者等（DV被害者を除く。）のうち、次のいずれかに該当する世帯 1 犯罪により収入が減少し生活維持が困難になった世帯 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたため当該住宅に居住する事が困難となった世帯 ※殺人、過失致死、放火等の凶悪犯罪被害者が対象となります。
引 揚 者 世 帯	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病世帯	平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯

※1 児童扶養手当受給者、ひとり親家庭等医療費補助の対象者、DV被害者など、公的機関による書類によりこれに準ずる状態であると認められる方に限ります。

※2 20歳未満（※3）で、所得金額が38万円以下である方をいいます。

※3 学校教育法に規定する学校等（高等学校、大学（大学院を除く。）、高等専門学校、特別支援学校、専修学校）の学生の場合、20歳以上であっても、所得金額が38万円以下であれば、「児童」に含みます。

〈単身者の場合〉

区 分	条 件
60歳以上	年齢が60歳以上の方
心身障害者	次のいずれかに該当する方 1 身体障害者手帳（1級から4級まで）の交付を受けている方 2 戦傷病者手帳（特別項症から第6項症までまたは第1款症）の交付を受けている方 3 療育手帳（㊤、A、㊦）又は精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）の交付を受けている方 4 障害基礎年金（1級、2級）又は障害厚生年金（1級、2級）を受給している方
原爆被爆者	原爆被爆者の医療特別手当又は特別手当を受けている方
D V 被害者	D V被害者で次のいずれかに該当する方 1 婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）における一時保護又は婦人保護施設における保護終了後5年を経過していない方 2 裁判所へ保護命令を申し立てた者で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方
引揚者	海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方
ハンセン病	平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方

○申込資格 各区役所建築課、住宅部住宅政策課、出張所、市役所サービス・コーナー等で配付している募集案内をご覧ください。

○募集時期 空き家は、5・8・11・2月に募集しています。なお、一部の住宅については、常時募集を行っています。

○手続き 各区建築課（79ページ）

※常時募集については申込住宅の所在する区の建築課

### ●大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業

ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合、収集員が住宅内からの持ち出しを無料で支援します。ただし、大型ごみの収集運搬手数料は、通常どおり必要となります。

※収集員は、大型ごみの解体や取外しは行いません。

※大型ごみは、収集員2人で容易に持ち出せるものに限りです。

※ひとり暮らしでなくても、すべての同居人が次の①～⑤に該当する場合は排出支援の対象になります。このほかにも排出支援の対象となる場合がありますので、詳しくは、環境局業務第一課へお問い合わせください。

- ① 介護保険の要支援・要介護認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 母子健康手帳の交付を受けている出産前の方及び出産後1年以内の方
- ④ 65歳以上の方
- ⑤ 義務教育終了までの方

○申込方法 収集日の2週間前までに下表の区分により大型ごみ受付センター等へ電話かファクスで申し込んでください。

区 分	担当事業所等	電話	ファクス
市 内 全 域	大型ごみ受付センター 業 務 第 一 課	544-5300 504-2220	544-5301 504-2229
中区・東区にお住まいの方	中 環 境 事 業 所	241-0779	241-1407
南区にお住まいの方	南 環 境 事 業 所	286-9790	286-9791
西区にお住まいの方	西 環 境 事 業 所	277-6404	277-6406
安佐南区にお住まいの方	安佐南環境事業所	848-3320	848-4411
安佐北区にお住まいの方	安佐北環境事業所	814-7884	814-7894
安芸区にお住まいの方	安芸環境事業所	884-0322	884-0324
佐伯区にお住まいの方	佐伯環境事業所	922-9211	922-9221